

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
9/24	合同会社瑠津	ケアプランサービス 橙	居宅介護支援	無			
9/24	株式会社 をちこち	居宅介護支援事業所 からびな	居宅介護支援	有	運営に関する事	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
9/26	医療法人社団洋光会	ケアショップわかば	(介護予防)福祉用具貸与	有	運営に関する事	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。（介護予防含む。）	○
						福祉用具貸与と計画を適切に作成すること。（介護予防を含む。）	○
		特定(介護予防)福祉用具販売		有	運営に関する事	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。（介護予防含む。）	○
						特定福祉用具販売計画を適切に作成すること。（介護予防を含む。）	○
		ケアプランわかば	居宅介護支援	有	介護給付費の算定及び取扱いに関する事	運営基準減算として、所定単位数の100分の50(2か月以上継続している場合には、所定単位数は算定しない。)に相当する単位数を算定すること。（提供開始に際しての説明等の未実施）	○
9/26	合同会社ライトオブホープ	ケアプラン希望	居宅介護支援	無			
10/1	Visionary Vanguard株式会社	紙ひこうき	訪問介護	有	変更に関する事	変更の届出を適切に行うこと。	○
10/2	株式会社ビッグ	訪問介護 いこいの里	訪問介護	有	運営に関する事	個人情報を用いる場合の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
10/4	株式会社 すずらん	ケアサポート すずらん	訪問介護	有	運営に関する事	従業者の秘密保持の措置に不備があるので是正すること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関する事	初回加算は、訪問介護計画を作成した上で算定すること。	○
10/4	株式会社 Sanctuary	ケアステーションあびりてい	訪問介護	有	運営に関する事	サービス提供内容等を適切に記録すること。	○
						訪問介護計画を適切に作成すること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関する事	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱いについて	○
						緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合の記録を適切に行うこと。	○
						初回加算は、訪問介護計画を作成した上で算定すること。	○
					変更に関する事	変更の届出を適切に行うこと。	○
10/11	有限会社みゆき	みゆきモーニング・デイサービス	地域密着型通所介護	有	運営に関する事	運営推進会議の記録を公表すること。	○
						従業者の秘密保持について、必要な措置を講じること。	○
						地域密着型通所介護計画を適切に作成すること。	○
						非常災害に関する具体的な計画を策定すること。	○
10/11	合同会社のんのんハウス	リハビリ型デイサービスArc	地域密着型通所介護	有	運営に関する事	運営推進会議の記録を公表すること。	○
						従業者の秘密保持について、必要な措置を講じること。	○
						非常災害に関する具体的な計画を策定すること。	○
						個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
						従業者の秘密保持について、必要な措置を講じること。	○

運営に関する事

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
10/17	株式会社篤松会	ファミタウン八王子	通所介護	有	運営に関する事	通所介護計画を適切に作成すること。	○
						非常災害に関する具体的な計画を策定すること。	○
					変更に関する事	変更の届出を適切に行うこと。	○
10/17	株式会社POKARA	八王子リハビリセンター 式分方	通所介護	無			
10/18	株式会社カンパニオ	カンパニオ・ケア八王子	訪問介護	有	運営に関する事	個人情報を用いる場合の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
10/18	医療法人社団愛友会	デイサービス鍵水	通所介護	有	運営に関する事	それぞれの利用者について、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。	○
						通所介護計画を適切に作成すること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関する事	看護職員の員数の基準を満たさない場合、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定すること。	○
					人員に関する事	看護職員を適正に配置すること。	○
10/21	エイチ・ピーアンドシー株式会社	ケアサポートりんどう八王子	特定(介護予防)福祉用具販売	無			
10/25	株式会社ウェルサポート	株式会社 ウェルサポート	(介護予防)福祉用具貸与	有	運営に関する事	個人情報を用いる場合の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
10/25	株式会社なないろ	訪問介護ステーション「ひかり」	訪問介護	有	運営に関する事	訪問介護員等に身分を証する書類を携行させること。	○
						個人情報を用いる場合の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関する事	初回加算を適切に算定すること。	○
10/31	株式会社 サンスマイル	デイサービス サンスマイル八王子高尾	通所介護	有	運営に関する事	それぞれの利用者について、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を適切に行うこと。	○
						通所介護計画の内容についての説明及び同意の取得並びに交付を適切に行うこと。	○
						通所介護計画を適切に作成すること。	○
						非常災害に関して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	○
10/31	株式会社クワバラ	株式会社 クワバラ	(介護予防)福祉用具貸与	有	運営に関する事	委託等事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。（介護予防を含む。）	○
						個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。（介護予防を含む。）	○
						福祉用具貸与と計画を適切に作成すること。（介護予防を含む。）	○
			特定(介護予防)福祉用具販売	有	介護給付費の算定及び取扱いに関する事	軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性の確認に用いた文書等について、サービス記録と併せて保存すること。	○
						個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。（介護予防を含む。）	○
						特定福祉用具販売計画を適切に作成すること。（介護予防を含む。）	○

令和元年度（2019年度） 介護サービス事業者等 実地検査 結果

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
11/1	株式会社 サンスマイル	デイサービス サンスマイル八王子陵南	通所介護	有	運営に関すること	それぞれの利用者について、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。 事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うこと。 通所介護計画を適切に作成すること。 非常災害に関して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	○ ○ ○ ○
11/1	有限会社介護応援団	デイサービス介護応援団 令和元年度に廃止となったため、その時点で検査終了となりました。	地域密着型通所介護	有	運営に関すること 人員に関すること	サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、適正に保存すること。 サービスの提供の記録を適正に記録し、保存すること。 運営推進会議を開催し、その記録を公表すること。 記録の整備及び保存を適正に行うこと。 勤務体制を適正に確保すること。 個人情報をを用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得て、適正に保管すること。 従業者の秘密保持について、必要な措置を講じ、適正に保存すること。 重要事項を記した文書を適正に保存すること。 地域密着型通所介護計画を適正に作成し、保存すること。 非常災害に関する具体的な計画を適正に策定し、保存すること。 介護職員を適正に配置すること。 生活相談員を適正に配置すること。	
11/7	合同会社和楽	ケアセンター岸	居宅介護支援	有	介護給付費の算定及び取扱いに関すること	運営基準減算として、所定単位数の100分の50（2か月以上継続している場合には、所定単位数は算定しない。）に相当する単位数を算定すること。（提供開始に際しての説明等の未実施）	○
11/7	有限会社たちばな	野の花デイサービスセンター	地域密着型通所介護	有	運営に関すること	それぞれの利用者について、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。 運営推進会議を開催し、その記録を公表すること。 個人情報をを用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ること。 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を利用申込者又はその家族に交付し説明を行うとともに利用申込者の同意を得ること。 地域密着型通所介護計画を適切に作成するとともに、その内容についての説明及び同意の取得並びに交付を適切に行うこと。 従業者の秘密保持の措置に不備があるので、改善すること。 当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
					人員に関すること	介護職員を適正に配置すること。	○
					変更に関すること	変更の届出は、10日以内に届け出ること。	○
11/8	アースサポート株式会社	アースサポート八王子北野	訪問介護	無			
11/8	株式会社エスイーティケアライフ	ケアプランほっと	居宅介護支援	有	運営に関すること	サービス担当者会議の要点を適正に記録すること。	○
						モニタリングの実施及び記録を適正に行うこと。	○
						課題の把握(アセスメント)を適切に行うこと。	○
						居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師の指示を確認すること。	○
		デイサービス真ごころの家	地域密着型通所介護	有	介護給付費の算定及び取扱いに関すること	運営基準減算として、所定単位数の100分の50(2か月以上継続している場合には、所定単位数は算定しない。)に相当する単位数を算定すること。(モニタリングの未実施)	○
						運営基準減算として、所定単位数の100分の50(2か月以上継続している場合には、所定単位数は算定しない。)に相当する単位数を算定すること。(提供開始に際しての説明等の未実施)	○
					運営に関すること	運営推進会議の記録を作成し公表すること。	○
						居宅サービス計画の内容に沿った地域密着型通所介護計画を作成すること。	○
11/12	株式会社渡邊商事	デイサービス桜花乃郷 八王子元本郷の家	地域密着型通所介護	有	運営に関すること	運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上開催すること。	○
						非常災害に関する具体的な計画を策定すること。	○
						領収証を交付すること。	○
					変更に関すること	変更の届出を適切に行うこと。	○
11/13	株式会社学研ココファン	学研ココファン西八王子ヘルパーセンター	訪問介護	有	運営に関すること	居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成すること。	○
11/14	株式会社前田	ケアプラン まりも	居宅介護支援	有	運営に関すること	アセスメントの結果の記録を整備すること。	○
						サービス担当者会議において、担当者から、専門的な見地から意見を求めるとともに、当該担当者への照会内容について適切に記録すること。	○
		マリモケアサービス	訪問介護	有	運営に関すること	個人情報を用いる場合の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
						提供したサービスの具体的な内容等を記録すること。	○
						訪問介護計画を必要に応じて適正に変更すること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	初回加算を算定するにあたり、サービス提供責任者が訪問介護に同行した場合は、同行訪問した旨を記録すること。	○
						訪問介護費を適正に算定すること。	○

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
11/14	日本オートランニングシステム株式会社	日本オートランニングシステム株式会社	(介護予防)福祉用具貸与	有	運営に関すること	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。（介護予防を含む。）	○
						福祉用具貸与計画を適切に作成すること。（介護予防を含む。）	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性の確認に用いた文書等について、サービス記録と併せて保存すること。	○
					介護予防のための効果的な支援の方法に関すること	提供を行う期間を記した介護予防福祉用具貸与計画を作成すること。	○
			特定(介護予防)福祉用具販売	有	運営に関すること	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。（介護予防を含む。）	○
						特定福祉用具販売計画を適切に作成すること。（介護予防を含む。）	○
11/15	株式会社若登	ケアプランおてたま	居宅介護支援	有	運営に関すること	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行うこと。	○
						利用者が医療サービスを希望し、主治の医師等の意見を求めた場合において、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	運営基準減算として、所定単位数の100分の50(2か月以上継続している場合には、所定単位数は算定しない。)に相当する単位数を算定すること。（提供開始に際しての説明等の未実施）	○
11/21	株式会社大協	デイサービス ゆうらく	通所介護	無			
11/22	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター八王子南口	(介護予防)福祉用具貸与	有	運営に関すること	福祉用具貸与計画を適切に作成すること。	○
					介護予防のための効果的な支援の方法に関すること	介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付すること。	○
			訪問介護	無			
			居宅介護支援	無			
			特定(介護予防)福祉用具販売	無			
11/27	医療法人社団 光生会	八王子市地域包括支援センター恩方	介護予防支援	無			
11/28	アースサポート株式会社	アースサポート多摩	(介護予防)訪問入浴介護	無			
			訪問介護	有	運営に関すること	居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成すること。	○
						具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を作成すること。	○
						利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、必要な援助を行うこと。	○
		ジュリナ大塚デイサービスセンター	地域密着型通所介護	有	運営に関すること	運営推進会議の記録を公表すること。	○

令和元年度（2019年度） 介護サービス事業者等 実地検査 結果

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
11/28	株式会社ジュリナ	ジュリナ大塚支援サービスセンター	居宅介護支援	無			
		ジュリナ大塚訪問介護サービス	訪問介護	有	運営に関する事	提供した具体的なサービス内容等を記録すること。 訪問介護計画を適正に作成すること。	○ ○
11/29	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター西八王子	(介護予防)訪問入浴介護	有	人員に関する事	訪問入浴介護従業者のうち、1人以上は、常勤の者を配置すること。(介護予防を含む。)	○
			居宅介護支援	無			
			通所介護	無			
			訪問介護	無			
12/3	株式会社エンジョイライフケア	めぐみ在宅看護センター	(介護予防)訪問看護	有	運営に関する事	理学療法士等が指定訪問看護を提供している利用者について、訪問看護計画書を一体的に作成すること。(介護予防を含む。)	○
					介護給付費の算定及び取扱い運営に関する事	緊急時訪問看護加算について、利用者の同意を適切に得ること。(介護予防を含む。)	○
						退院時共同指導加算の指導内容を適正に記録すること。	○
12/5	有限会社 三上	バレード八王子	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	有	運営に関する事	運営規程に、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続を定めること。(介護予防を含む。)	○
						運営推進会議を開催すること。(介護予防を含む。)	○
						事業所の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示すること。(介護予防を含む。)	○
						従業者であった者が、利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。(介護予防を含む。)	○
					変更に関する事	変更の届出は、10日以内に届け出ること。(介護予防を含む。)	○
12/6	医療法人社団 葵会	南八王子病院	(介護予防)訪問看護	有	運営に関する事	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。(介護予防を含む。)	○
						事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。(介護予防を含む。)	○
12/6	株式会社アクティ	訪問介護サービス ひのき八王子	訪問介護	有	介護給付費の算定及び取扱いに関する事	初回加算は、訪問介護計画を作成した上で算定すること。	○
12/11	医療法人財団青溪会	こまぎの訪問看護ステーション天馬北野事業所	(介護予防)訪問看護	無			
12/12	社会福祉法人楽友会	ほのぼの堀之内	認知症対応型通所介護	有	運営に関する事	非常災害に関する具体的な計画を策定すること。	○
12/13	株式会社RU	元横山訪問看護ステーション	(介護予防)訪問看護	無			
12/13	合同会社希望	東雲訪問看護ステーション	(介護予防)訪問看護	有	運営に関する事	主治の医師より指示書の交付を受けてから指定訪問看護を提供すること。	○
						訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画の内容を説明し、同意を得て、交付したことが確認できるようにすること。(介護予防を含む。)	○
					運営に関する事	個人情報を用いる場合の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。(介護予防を含む。)	○

令和元年度（2019年度） 介護サービス事業者等 実地検査 結果

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
12/18	医療法人財団 興和会	右田病院	(介護予防)訪問リハビリテーション	有	介護給付費の算定及び取扱いに関する事	リハビリテーションマネジメント加算について、3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続が必要な場合は、リハビリテーション計画書に必要理由等を記載すること。 (介護予防を含む。)	○
12/19	医療法人社団 幸山会	みなみ野セントラルクリニック	(介護予防)訪問看護	有	運営に関する事	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
						訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画の内容を説明し、同意を得て、交付したことが確認できるようにすること。	○
12/19	医療法人社団 永生会	医療法人社団 永生会 みなみ野病院	(介護予防)通所リハビリテーション	有	介護給付費の算定及び取扱いに関する事	リハビリテーションマネジメント加算について、3月以上の指定通所リハビリテーションの継続が必要な場合は、リハビリテーション計画書に必要理由等を記載すること。 (介護予防を含む。)	○
12/20	医療法人社団 斗南堂	八王子クリニック新町	(介護予防)訪問看護	有	運営に関する事	サービスの提供を行う期間を記載した介護予防訪問看護計画書を作成すること。	○
						個人情報を用いる場合の利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。 (介護予防を含む)	○
						指定訪問看護の提供の開始に際しては、主治の医師による指示を文書により受けること。 (介護予防を含む)	○
12/23	医療法人社団 玉栄会	東京天使病院	(介護予防)訪問リハビリテーション	無			
			(介護予防)訪問看護	有	運営に関する事	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
12/24	医療法人社団徳成会	八王子山王病院	(介護予防)訪問看護	無			
			(介護予防)訪問リハビリテーション	有	介護給付費の算定及び取扱いに関する事	リハビリテーションマネジメント加算について、3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続が必要な場合は、リハビリテーション計画書に必要理由等を記載すること。 (介護予防を含む。)	○
12/24	社会福祉法人親和福祉会	八王子市地域包括支援センター中野	介護予防支援	有	変更に関する事	変更の届出を適切に行うこと。	○
12/26	医療法人社団 永生会	永生クリニック	(介護予防)訪問リハビリテーション	無			
1/20	社会福祉法人明徳会	藤寿苑	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	無			
			(介護予防)短期入所生活介護	無			
1/21	社会福祉法人清心福祉会	ファミリーイン堀之内	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	有	運営に関する事	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関する事	栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画を適切に作成すること。	○
						口腔衛生管理加算について、歯科衛生士は口腔衛生管理に関する実施記録を適切に作成すること。	○
						個別機能訓練加算に係る記録を適切に保管すること。	○
			(介護予防)短期入所生活介護	無			

令和元年度（2019年度） 介護サービス事業者等 実地検査 結果

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
1/23	社会福祉法人多摩養育園	多摩特養老人ホーム	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	有	介護給付費の算定及び取扱いに関すること	栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画を適切に作成すること。	○
			(介護予防)短期入所生活介護	無			
1/24	社会福祉法人清心福祉会	ファミリーマイホーム	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	無			
			(介護予防)短期入所生活介護	無			
1/29	有限会社 大正舎	大正舎 介護くらぶ	通所介護	無			
1/30	社会福祉法人恒陽会	サントピア	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	有	運営に関すること	モニタリングの結果を記録すること。	○
						変更の届出を適切に行うこと。	○
			(介護予防)短期入所生活介護	無			
1/31	社会福祉法人永寿会	山水園	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	有	運営に関すること	従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。	○
						定期的にモニタリングの結果を記録すること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	個別機能訓練加算に関する記録を整備すること。	○
1/31	有限会社エスエムティー	デイサービスセンタードリームとぶき	地域密着型通所介護	有	運営に関すること	運営推進会議の記録を公表すること。	○
						事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うこと。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	個別機能訓練加算()の算定に当たっては、利用者の居宅を適正(適時)に訪問すること。	○
		短期入所生活介護ドリームとぶき	(介護予防)短期入所生活介護	有	運営に関すること	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続を運営規程に定めること。(予防を含む。)	○
			(介護予防)短期入所生活介護			事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うこと。	○
2/4	社会福祉法人ゆずの木	多摩シルバーハウス	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	無			
			(介護予防)短期入所生活介護	無			
2/5	社会福祉法人多摩養育園	櫛の里	養護老人ホーム	無			
2/6	社会福祉法人秋桜の会	諏訪の森	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	無			
			(介護予防)短期入所生活介護	無			
2/6、7	社会福祉法人アゼリヤ会	美山苑	養護老人ホーム	無			
		みやま大樹の苑	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	有	運営に関すること	個人情報を用いる場合の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画を適切に作成すること。	○
			(介護予防)短期入所生活介護	無			

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
2/6、7	社会福祉法人多摩養育園	竹の里	養護老人ホーム	無			
		特別養護老人ホーム 桜の里	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	有	介護給付費の算定及び取り扱いに関すること	栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画を適切に作成すること。	○
			(介護予防)短期入所生活介護	無		口腔衛生管理体制加算の算定について、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を適切に作成すること。	○
2/13	社会福祉法人 一誠会	偕楽園ホーム	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	有	運営に関すること	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続を運営規程に定めること。	○
			(介護予防)短期入所生活介護	有	運営に関すること	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続を運営規程に定めること。 (介護予防を含む。)	○
2/13	社会福祉法人浄栄会	徳寿園	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	無			
			(介護予防)短期入所生活介護	無			
		第二徳寿園	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	無			
			(介護予防)短期入所生活介護	無			
2/14	医療法人社団玉栄会	老人保健施設エンジェルコート	介護老人保健施設	有	運営に関すること	事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族等に連絡を行うこと。	○
				有	介護給付費の算定及び取扱いに関すること	栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画を適切に作成すること。	○
			(介護予防)短期入所療養介護	無			
2/18	医療法人財団緑雲会	ハynes 憩の丘	介護老人保健施設	有	運営に関すること	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画を適切に作成すること。	○
			(介護予防)短期入所療養介護	有	運営に関すること	個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。 (介護予防を含む。)	○
2/18	社会福祉法人美山聖母の苑	マザーベル	介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	有	運営に関すること	従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的 to 実施すること。	○
						入所に際し入所の年月日並びに施設の種類及び名称を利用者の被保険者証に記載すること。	○
						身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上及び新規採用時)に実施すること。	○
						身体的拘束等を行う場合は、身体的拘束等審査委員会による判断を経て、行うこと。	○
					変更に関すること	変更の届出を適切に行うこと。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算すること。また、改善計画の提出及び改善状況の報告を市長に行うこと。	○
						口腔衛生管理体制加算について、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成すること。	○

令和元年度（2019年度） 介護サービス事業者等 実地検査 結果

検査日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘事項の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
2/20	医療法人永寿会	老人保健施設 ゆうむ	介護老人保健施設	有	運営に関すること	事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うこと。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画を適切に作成すること。	○
			(介護予防)短期入所療養介護	無			
2/20	医療法人社団 珠泉会	介護老人保健施設 アメイズ	介護老人保健施設	有	運営に関すること	運営規程を適正に定めること。	○
			(介護予防)短期入所療養介護	無			
2/20、21	社会福祉法人 一誠会	第二偕楽園ホーム	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・特別養護老人ホーム	有	運営に関すること	運営推進会議の記録を公表すること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	日常生活継続支援加算について、厚生労働大臣が定める施設基準により適切に算定及び記録すること。	○
						栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画を適切に作成すること。	○
		第二偕楽園ホーム 短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	無			
		第二偕楽園ホーム 看護小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護	有	運営に関すること	運営推進会議の記録を公表すること。	○
						介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務(モニタリング)を担当させること。	○
						居宅サービス計画の変更を適切に行うこと。	○
						介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画(看護サービスに係る計画を含む。)の作成に関する業務を担当させること。	○
		第二偕楽園ホーム 訪問看護ステーション	(介護予防)訪問看護	有	運営に関すること	サービスの提供を行う期間を記載した介護予防訪問看護計画を作成すること。	○
2/27	SOMPOケア株式会社	そんぼの家八王子小宮	指定(介護予防)特定施設入居者生活介護	有	運営に関すること	運営規程に従業者の員数を定めること。(介護予防を含む。)	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	医療機関連携加算の算定について、あらかじめ協力医療機関等と情報提供の期間及び内容を明確に定めておくとともに、当該内容を充実させること。(介護予防を含む。)	○
			有料老人ホーム	無			
2/27	株式会社 木下の介護	リアンレーヴ八王子	指定(介護予防)特定施設入居者生活介護	無			
2/28	SOMPOケア株式会社	そんぼの家八王子元本郷	指定(介護予防)特定施設入居者生活介護	有	運営に関すること	事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うこと。(介護予防を含む。)	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関すること	医療機関連携加算の算定について、あらかじめ協力医療機関等と情報提供の期間及び内容を明確に定めておくとともに、当該内容を充実させること。(介護予防を含む。)	○
2/28	医療法人社団永生会	イマジン	介護老人保健施設	有	介護給付費の算定及び取扱いに関すること	栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画を適切に作成すること。	○
			(介護予防)短期入所療養介護	無			